

様式第●（第●条関係）

川都住第 号
年 月 日〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇 様

川西市長

管理不全空家等に係る指導書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下、「法」という。）第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められることから、同項の規定に基づき、下記のとおり改善のための措置をとるよう指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地 川西市〇〇町〇丁目〇番地〇号
用途 住宅
所有者の住所及び氏名 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 管理不全空家等と判断した理由

（管理不全空家等がどのような状態にあつて、当該状態を放置することで
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
のいずれに該当する可能性があるか具体的に記載）

3. 指導する措置内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

4. 指導の責任者 川西市都市政策部住宅政策課 〇〇 〇〇
連絡先 072-740-1205

- 上記 3 の措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- 上記 3 の措置を実施しなかった場合は、法第 13 条第 2 項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、前号による勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第●（第●条関係）

川都住第 号
年 月 日〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇 様

川西市長

管理不全空家等に係る勧告書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下、「法」という。）第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対し対策を講じるように指導してきておりますが、現在に至っても改善されていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第 13 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地 川西市〇〇町〇丁目〇番地〇号
用途 住宅
所有者の住所及び氏名 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 勧告に係る措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

3. 勧告に至った事由

（管理不全空家等がどのような状態にあつて、当該状態を放置することで
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
のいずれに該当する可能性があるか具体的に記載）

4. 勧告の責任者 川西市都市政策部住宅政策課 〇〇 〇〇
連絡先 072-740-1205

5. 措置の期限 令和 年 月 日

- ・ 上記 2 の措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- ・ 上記 1 の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 上記 1 の措置が実施されず、法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第 2 条に基づき、必要な措置をとることとなります。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定によ

り、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。